

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

第2章 区対策本部の設置等

第3章 関係機関相互の連携

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

第5章 警報の伝達、避難住民の誘導等

第6章 救援

第7章 安否情報の収集・提供

第8章 武力攻撃災害への対処

第9章 被災情報の収集及び報告

第10章 保健衛生の確保その他の措置

第11章 国民生活の安定に関する措置

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。区は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の区市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

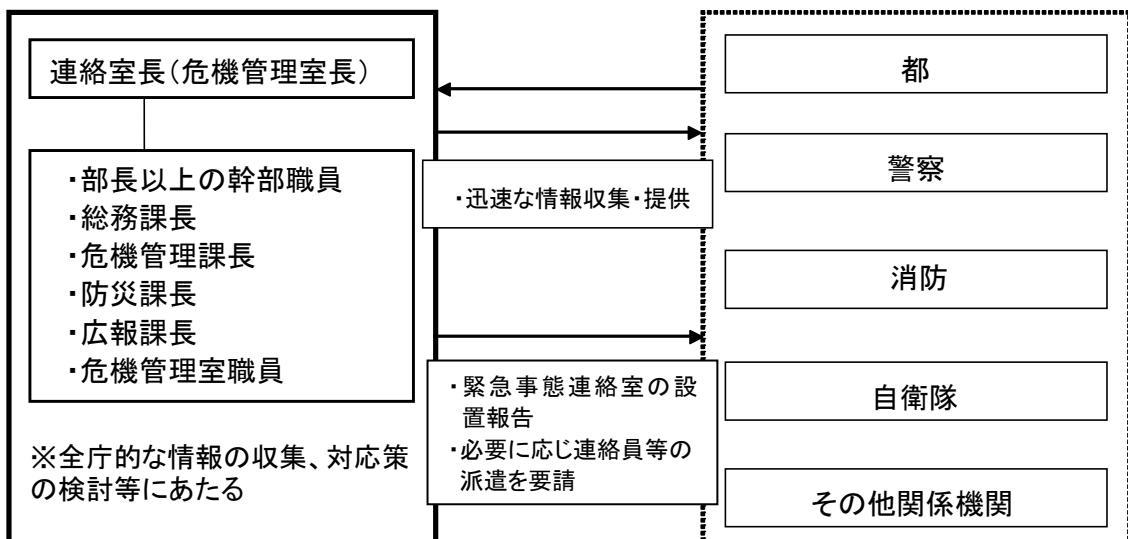
このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、区の初動体制について、以下のとおり定める。

第1節 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡室等の設置

- ① 区長は、現場からの情報により事案の発生を把握した場合等においては、速やかに、都、警察及び消防に連絡を行うとともに、区として的確かつ迅速に対処するため、「緊急事態連絡室」を設置する。

【区緊急事態連絡室の構成等】



※住民からの通報、都からの連絡その他の情報により、区職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を区長及び幹部職員等に報告する。

- ② 緊急事態連絡室は、警察署、消防署、その他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、都、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡室を設置した旨について、

都に連絡を行う。

この場合、緊急事態連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における各機関との通信を確保する。

③ 区は、区対策本部の設置指定前にあっては、原因不明の事案が発生し、その被害の態様が災害対策基本法に規定する災害に該当する場合には、区災害対策本部を設置し、必要な措置を行う。

(2) 初動措置の確保

① 区は、緊急事態連絡室において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の警察、消防等の活動状況を踏まえ、必要により、区災害対策本部を設置し、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。
また、区長は、国、都等から入手した情報を各機関等へ提供する。

② 区は、警察官が警察官職務執行法に基づき行う、避難の指示、警戒区域の設定等や、消防吏員が消防法に基づき行う、火災警戒区域又は消防警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

③ 政府による事態認定がなされ、区に対し、区対策本部の設置の指定がない場合において、区長が必要があると認める場合は、国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(3) 関係機関への支援の要請

区長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認める場合は、都や他の区市町村等に対し支援を要請する。

(4) 対策本部への移行に要する調整

緊急事態連絡室等を設置した後に政府において事態認定が行われ、区に対し、区対策本部を設置すべき区の指定の通知があった場合については、直ちに区対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室等は廃止する。

その際、災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

区は、国から都を通じて、警戒態勢の強化等を求める通知・連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが、区に対して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、区長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、担当課体制を立ち上げ、又は緊急事態連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、区長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、区内において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 区対策本部の設置等

区は、区対策本部の設置指定があった場合、区対策本部を迅速に設置し、区の区域における国民保護措置を総合的に推進する必要があることから、区対策本部を設置する場合の手順や区対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

第1節 区対策本部の設置

(1) 区対策本部の設置の手順

区対策本部の設置は、以下の手順により行う。

① 区対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を通じて区対策本部を設置すべき区市町村の指定の通知を受ける。

② 区長による区対策本部の設置

指定の通知を受けた区長は、直ちに区対策本部を設置する（※事前に緊急事態連絡室等を設置していた場合は、区対策本部に切り替える。（前述））。

③ 区対策本部員及び区対策本部職員の参集

区対策本部担当者は、区対策本部員、区対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、区対策本部に参集するよう連絡する。

④ 区対策本部の開設

区対策本部担当者は、文京シビックセンター防災センターに区対策本部を開設するとともに、区対策本部に必要な各種通信システムの起動、資材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認する。）。

区長は、区対策本部を設置した場合は、区議会に区対策本部を設置した旨を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

区は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

区は、区対策本部が被災した場合等区対策本部を文京シビックセンター内に設置できない場合は、文京スポーツセンター内に必要な機材及び設備等を整備し、区対策本部を設置する。

また、区外への避難が必要で、区内に区対策本部を設置することができない場合には、都と区対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 区対策本部を設置すべき区市町村の指定の要請等

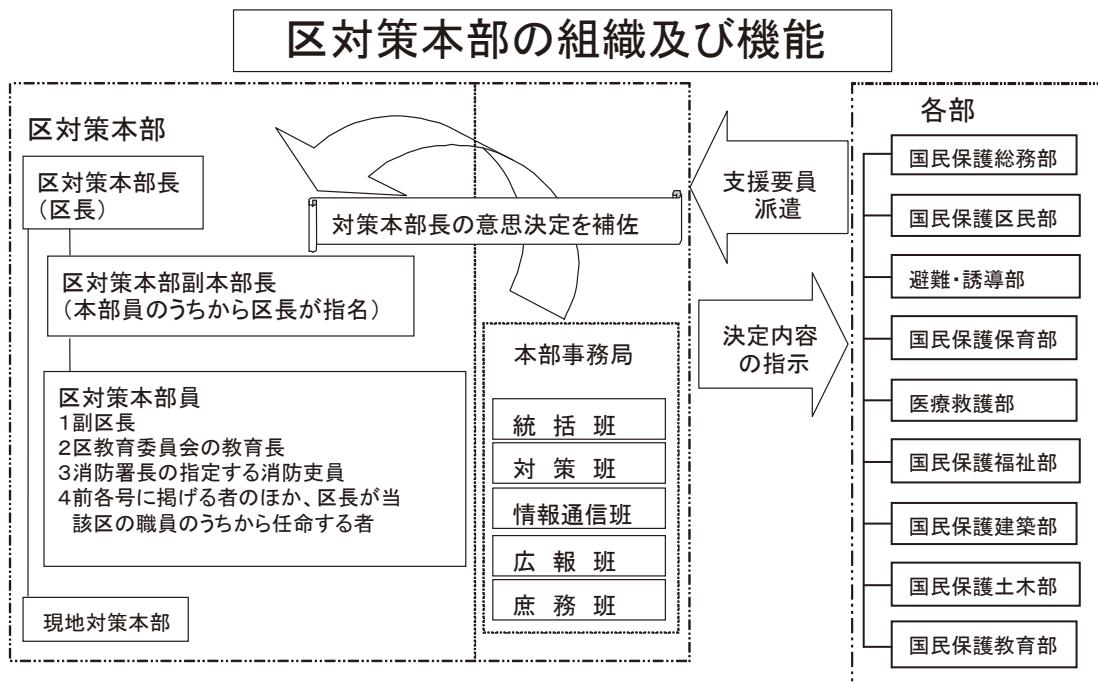
区長は、区に対して区対策本部を設置すべき区市町村の指定が行われていない場合

において、区の区域における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、都知事を経由して内閣総理大臣に対し、区対策本部を設置すべき区市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 区対策本部の組織構成及び機能

区対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおり

【区対策本部の組織構成及び各組織の機能】



区対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施する（区対策本部には、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。）。

【資料1－1 区対策本部の構成 資料編P1】参照

【本部事務局の業務】

班名	分掌事務
統括班	1 区対策本部会議の運営に関する事項 2 情報通信班が収集した情報を踏まえた区対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 3 区対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示
対策班	1 区が行う国民保護措置に関する調整 2 他の区市町村に対する応援の求め等広域応援に関する事項 3 都を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項

班 名	分 掌 事 務
情報通信班	<p>1 以下の情報に関する国、都、他の区市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <input type="radio"/> 被災情報 <input type="radio"/> 避難や救援の実施状況 <input type="radio"/> 災害への対応状況 <input type="radio"/> 安否情報 <input type="radio"/> その他統括班等から収集を依頼された情報</p> <p>2 区対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録</p> <p>3 通信回線や通信機器の確保</p>
広報班	被災状況や区対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
庶務班	<p>1 区対策本部員や区対策本部職員のローテーション管理</p> <p>2 区対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項</p>

【各部の業務】

部名等	分 掌 事 務
国民保護 総務部	<p>1 他の部との連絡及び調整に関すること。</p> <p>2 特殊標章等の交付、許可に関すること。</p> <p>3 国民保護関係予算その他財務に関すること。</p> <p>4 現金及び物品の出納及び保管に関すること。</p> <p>5 男女平等施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>6 区議会に対する災害情報の連絡に関すること。</p> <p>7 文京シビックセンターの防災及び維持管理に関すること。</p> <p>8 文京シビックセンターの被害調査に関すること。</p> <p>9 区有施設の被害調査の統括に関すること。</p> <p>10 他の部に属さないこと。</p>
国民保護 区民部	<p>1 各種民間団体等との連絡及び調整に関すること。</p> <p>2 災証明の発行に関すること。</p> <p>3 各地域活動センターの事業を行う地域における被害状況の把握及び報告に関すること。</p> <p>4 区民部及びアカデミー推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>5 災害時の一般ボランティアの受入れ及び総合調整に関すること。</p> <p>6 災害時の一般ボランティアの活動支援に関すること。</p> <p>7 住民登録の管理に関すること。</p> <p>8 死体埋葬・火葬許可書の発行に関すること。</p> <p>9 救援物資及び食糧の調達、受入れ、保管及び配分に関すること。</p> <p>10 義援金品等の受領に関すること。</p> <p>11 食品及び生活用品の配付に関すること。</p> <p>12 被災工場の実態調査及び公害防除に関すること。</p> <p>13 被災地の環境整備に関すること。</p> <p>14 ごみ、し尿等の処理に関すること。</p>

部名等	分掌事務
避難・誘導部	<p>1 避難所の開設及び管理並びに避難住民の誘導及び収容に関すること。</p> <p>2 避難所の環境衛生に関すること。</p> <p>3 被災者の安否等の情報収集に関すること。</p> <p>4 児童施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>5 学校教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>6 被災した児童及び生徒への学用品等の支給に関すること。</p> <p>7 区立図書館の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>8 学校教育施設の再開準備に関すること。</p>
国民保護 保育部	<p>1 保育所等の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>2 園児等の避難に関すること。</p> <p>3 被災した園児等の救援に関すること。</p> <p>4 保育所等の再開準備に関すること。</p>
医療救護部	<p>1 医療、助産及び応急救護に関すること。</p> <p>2 都及び医療機関との連絡及び調整に関すること。</p> <p>3 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>4 医療ボランティアの受け入れ、編成及び活動支援に関すること。</p> <p>5 防疫及び衛生監視に関すること。</p> <p>6 医療資器材等の調達、保管及び輸送に関すること。</p> <p>7 傷病者及び医療スタッフの搬送に関すること。</p> <p>8 食品等の衛生に関すること。</p> <p>9 飲料水の検査に関すること。</p> <p>10 避難所の衛生管理に関すること。</p> <p>11 保健衛生部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>12 死体の身元確認に関すること。</p>
国民保護 福祉部	<p>1 高齢者、心身障害者等の安全対策及び支援に関すること。</p> <p>2 応急仮設住宅の設置及び運営管理に関すること。</p> <p>3 生活必需品等の支給に関すること。</p> <p>4 義援金品の配分に関すること。</p> <p>5 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援助金に関すること。</p> <p>6 社会福祉団体との連絡に関すること。</p> <p>7 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>8 被災者の実態調査に関すること。</p> <p>9 生活困窮者の保護及び援助に関すること。</p> <p>10 行方不明者等の捜索及び収容に関すること。</p> <p>11 福祉部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p>

部名等	分掌事務
国民保護 建築部	1 区有施設の被害判定及び応急修理に関すること。 2 応急危険度判定に関すること。 3 建築被害判定調査に関すること。 4 応急仮設住宅の設置及び運営管理に関すること。 5 建築ボランティアの受入れに関すること。 6 崖及び擁壁の応急対策に関すること。
国民保護 土木部	1 倒壊家屋等からの救出及び救護活動に関すること。 2 水防に係る業務に関すること。 3 道路、橋梁、公共溝渠等の被害状況調査及び維持に関すること。 4 緊急道路における障害物除去及び応急の補修に関すること。 5 公園、児童遊園等の災害対策、被害調査及び復旧工事に関すること。 6 飲料水の配達に関すること。 7 交通安全施設の点検及び被害調査に関すること。 8 備蓄物資、救援物資、食糧及び資材の輸送に関すること。 9 車両及び物品の調達並びに作業員の雇上げに関すること。 10 がれきの処理に関すること。
国民保護 教育部	1 学校教育施設の避難所開設に当たっての連絡及び調整に関すること。 2 学校及び幼稚園等との連絡及び調整に関すること。 3 児童及び生徒の避難計画に関すること。 4 東京都教育庁及び教育委員会委員との連絡及び調整に関すること。 5 被災した園児、児童及び生徒の救援並びに教育の臨時措置に関すること。 6 教育推進部の所管施設の災害対策及び被害調査に関すること。 7 文化財の災害対策及び被害調査に関すること。

【参考】武力攻撃事態等における消防署の業務（都国民保護計画抜粋）

機関の名称	分掌事務
東京消防庁 第五消防方面本部 小石川消防署 本郷消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 消火、救助・救急に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 避難住民の誘導に関すること。 5 警報伝達の協力に関すること。 6 消防団との連携に関すること。 7 生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

(4) 区対策本部における広報等

区は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時かつ適切な情報提供や行政相談を行うため、区対策本部における広報広聴体制を整

備する。

【区対策本部における広報体制】

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、区ホームページ、フェイスブック及びツイッター等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

③ 留意事項

ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。

イ 区対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、区長自ら記者会見を行う。

ウ 都と連携した広報体制を構築する。

④ 関係する報道機関への情報提供

(5) 区現地対策本部の設置

区長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、都等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認める場合は、区対策本部の事務の一部を行うため、区現地対策本部を設置する。

区現地対策本部長や区現地対策本部員は、区対策副本部長、区対策本部員その他の職員のうちから区対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地連絡調整所の設置

区は、被災現地において活動する機関が特段の連携を確保する必要がある場合は、都と連携し、各機関の参加を得て、現地周辺に現地連絡調整所を設置する。

《参加機関の例》

都、警察、消防、医療機関、自衛隊など現地で活動している機関

《実施内容》

- ・被災状況や各機関の活動状況の把握
- ・各機関が有する情報の共有
- ・現地における活動（避難誘導の実施等）の連携のための調整 等

区は、既に都又は関係機関により現地連絡調整所が設置されている場合は、職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 区対策本部長の権限

区対策本部長は、区の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

① 区の区域における国民保護措置に関する総合調整

区対策本部長は、区の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める場合は、区が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

② 都対策本部長に対する総合調整の要請

区対策本部長は、特に必要があると認める場合は、都対策本部長に対して、都並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、区対策本部長は、特に必要があると認める場合は、都対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、区対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

③ 情報の提供の求め

区対策本部長は、都対策本部長に対し、区の区域における国民保護措置の実施に關し総合調整を行うため必要があると認める場合は、必要な情報の提供を求める。

④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

区対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、区の区域に係る国民保護措置の実施の状況について、報告又は資料の提出を求める。

⑤ 区教育委員会に対する措置の実施の求め

区対策本部長は、区教育委員会に対し、区の区域における国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、区対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(8) 区対策本部の廃止

区長は、内閣総理大臣から、総務大臣（総務省消防庁）及び都知事を経由して区対策本部を設置すべき区市町村の指定の解除の通知を受けた場合は、遅滞なく、区対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

区は、携帯電話、移動系区防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネ

ット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、区対策本部と区現地対策本部、現地連絡調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

区は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに都を通じて総務省消防庁にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

区は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3節 特殊標章等の交付及び管理

区長及び水防管理者は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

① 区長

- ア 区の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- イ 区長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ウ 区長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

② 水防管理者

- ア 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- イ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

なお、国民保護措置に係る職務を行う消防団員に交付する特殊標章等の交付要綱の作成、特殊標章等の交付及び使用に係る事務は、消防総監が行うこととされている。

第3章 関係機関相互の連携

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、都、他の区市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と区との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国・都の対策本部との連携

(1) 国・都の対策本部との連携・協力

区は、都の対策本部及び、都を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

都の対策本部長から都対策本部派遣員として区職員の派遣の求めがあった場合は、職員を派遣し、情報共有等の体制を整える。

(2) 国・都の現地対策本部との連携

区は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・都と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、区対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努めるものとする。

※国の現地対策本部長は、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するため、必要に応じ、現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するものとされている。

第2節 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 都知事等への措置要請

区長は、区の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める場合は、都知事その他都の執行機関（以下「都知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 都知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

区は、区の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認める場合は、都知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

区は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認める場合は、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、区は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- ① 区長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める場合は、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて自衛隊東京地方協力本部長又は区の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監、航空自衛隊にあっては作戦システム運用隊司令を介し、防衛大臣に連絡する。
- ② 区長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、区対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。
- ③ 区は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われる場合は、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、関係機関（都、警視庁等）と十分に協議する。

第4節 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の区市町村長等への応援の要求

- ① 区長は、必要があると認める場合は、応援を求める理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにした上で、他の区市町村長等に対して応援を求める。
- ② 応援を求める区市町村との間であらかじめ防災相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 都への応援の要求

区長は、必要があると認める場合は、都知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

- ① 区が、国民保護措置の実施のため、事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合は、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。
 - ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項
- ② 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、区は、上記事項を公示するとともに、都に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、区長はその内容を速やかに区議会に報告する。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 区は、国民保護措置の実施のため必要がある場合は、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要がある場合は、地方自治法第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

(2) 区は、(1)の要請を行う場合は、都を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要がある場合は、都を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あっせんを求める。

第6節 区の行う応援等

(1) 他の区市町村に対して行う応援等

① 区は、他の区市町村から応援の求めがあった場合には、区での活動状況等により、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

② 他の区市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、区長は、所定の事項を区議会に報告し、また、区は公示を行い、都に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

区は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、区での活動状況等により、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 区民防災組織等に対する支援等

(1) 区民防災組織等に対する支援

区は、区民防災組織による警報の内容の伝達、区民防災組織や町会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、区民防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

区は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保し、都と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力して、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの

生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入れ体制の確保等に努め、その技能・ノウハウ等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

区は、都や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8節 住民への協力要請

区は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- ① 避難住民の誘導
- ② 避難住民等の救援
- ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 保健衛生の確保

第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

区は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設する。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】 再掲

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(法第82条)
	応急公用負担に関すること。(法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関すること。(法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(法第6条、175条)	

※表中の「法」は、「国民保護法」を示す。

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

区は、国民の権利利益の救済の手続きに関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、区文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、保管等の配慮を行う。

区は、これらの手続に関連する文書等について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第5章 警報の伝達、避難住民の誘導等

第1節 警報の伝達等

区は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

(1) 警報の内容の伝達・通知

① 警報の内容の伝達等

区は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体（消防団、町会等、社会福祉協議会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

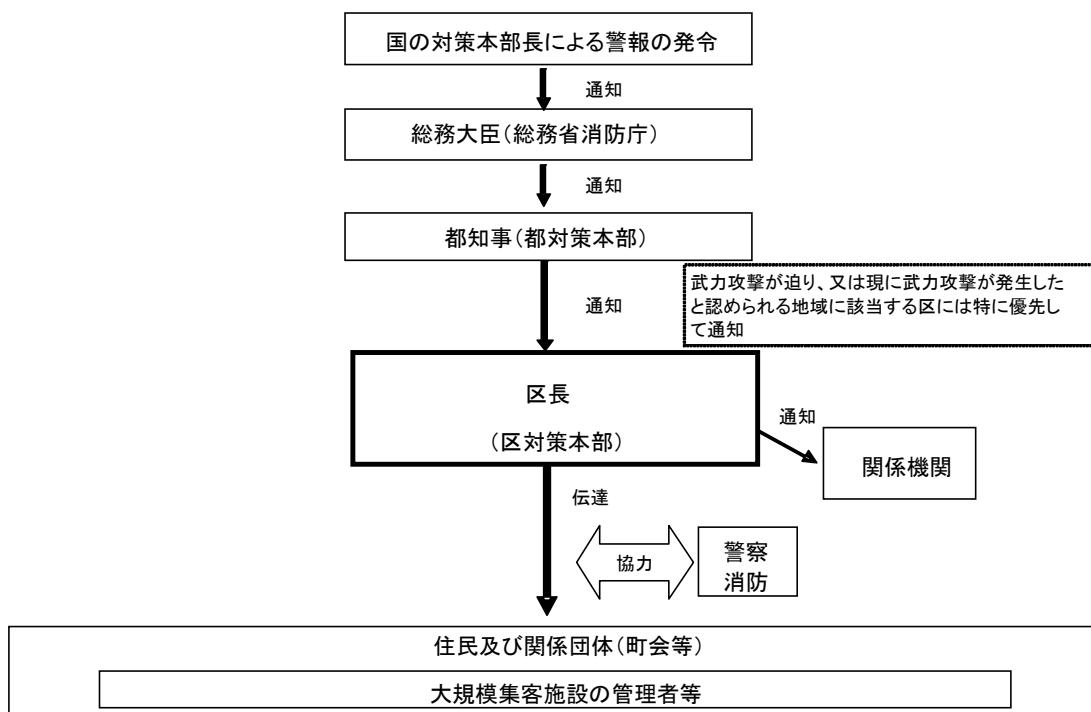
区は、都と協力して、区内の大規模集客施設について、あらかじめ定めた伝達先へ速やかに警報の内容を伝達する。

② 警報の内容の通知

区は、関係機関に対し、警報の内容を通知する。

区は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、区のホームページ (<http://www.city.bunkyo.lg.jp/>) に警報の内容を掲載する。

※区長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり



(2) 警報の内容の伝達方法

- ① 警報の内容の伝達方法については、当面の間は、現在区が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
- ・「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に文京区が含まれる場合

この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
 - ・「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に文京区が含まれない場合

原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

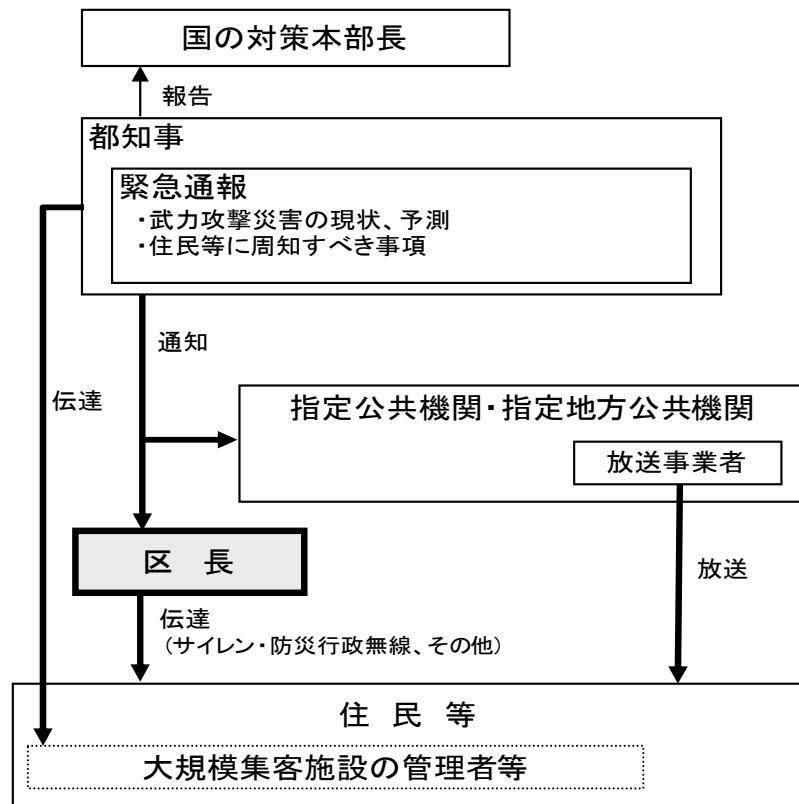
なお、区長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、区民防災組織による各世帯等への伝達、町会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
- ② 区長は、警報の内容の伝達に当たり、消防署の協力が得られるよう、その消火活動及び救助・救急活動の状況に留意し、緊密な連携を図る。なお、この場合、消防団は、東京消防庁（消防総監又は消防署長）の所轄の下に行動するものとする。
- また、区は、交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。
- ③ 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮し、具体的には、要配慮者について、防災・福祉関係職員との連携の下で避難支援プランを活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。
- ④ 警報の解除の伝達については、警報の伝達と同様に行う。ただし、原則として、サイレンは使用しない。

(3) 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

《緊急通報の発令の概要》



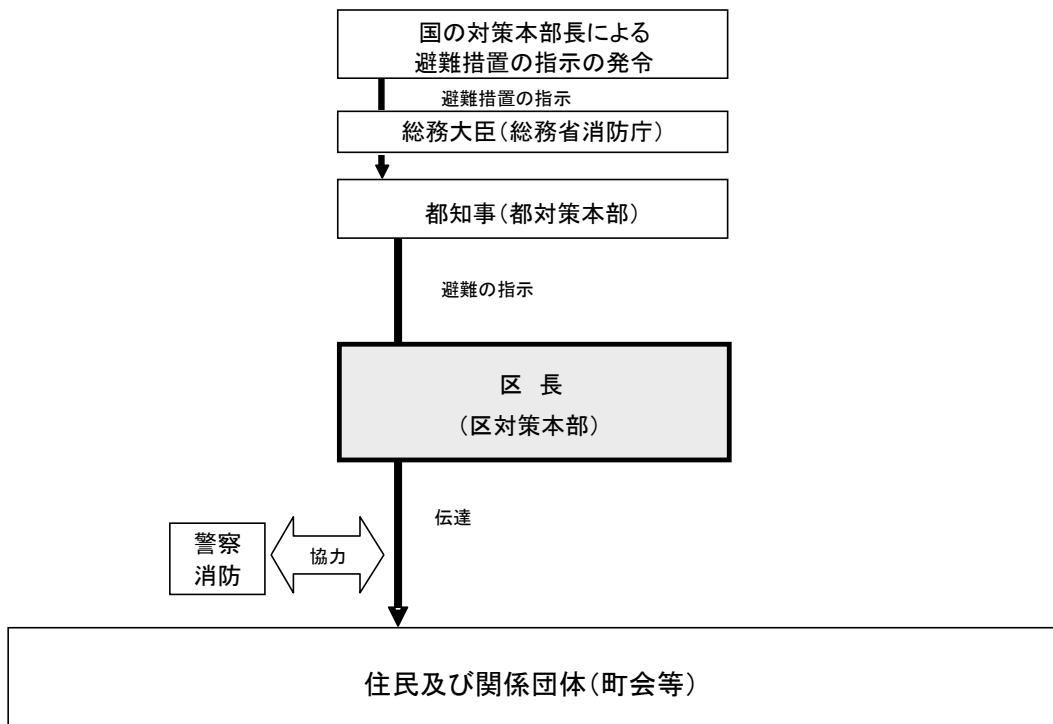
第2節 避難住民の誘導等

区は、都の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行う。区が住民の生命、身体及び財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

(1) 避難の指示の伝達

- ① 区長は、都知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に都に提供する。
- ② 区長は、都知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

※避難の指示の流れについては、下図のとおり



(2) 避難実施要領の策定

① 避難実施要領の策定

区長は、避難の指示を受けた場合は、平素に策定しておいた避難実施要領のパターンを参考にしつつ、都、警察署、消防署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を的確かつ迅速に策定する。その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示後速やかに行えるよう、その迅速な作成に

留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

② 避難実施要領に記載する項目

区長は、下記法定事項、都国民保護計画に基づき、原則として、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、事態の状況等を踏まえて、当初は法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成するなど柔軟に対応する。

※ 【避難実施要領に定める事項】

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項（法定事項）

- ・要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
- ・避難先
- ・一時集合場所及び集合方法
- ・集合時間
- ・集合に当たっての留意事項
- ・避難の手段及び避難の経路

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項（法定事項）

- ・区職員の配置等
- ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応
- ・避難誘導中の食料等の支援
- ・避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

ウ その他避難の実施に関し必要な事項（法定事項）

- ・要避難地域における残留者の確認
- ・避難住民の携行品、服装

③ 避難実施要領の策定の際ににおける考慮事項

避難実施要領の策定に当たっては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）

（特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案する。）

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（※輸送手段が必要な場合）

- (都との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- カ 要配慮者の避難方法の決定（避難支援プラン、要配慮者支援班の設置）
- キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- ケ 関係機関との調整（現地連絡調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（都対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

【避難実施要領のパターン例】

文京区長
○月○日現在

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

文京区における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

- (1) 文京区〇〇地区の住民は、〇〇区の〇〇地区にある〇〇区立〇〇区立〇〇高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

【避難経路及び避難手段】

避難の手段（バス、鉄道、その他）

・バスの場合：文京区〇〇地区の住民は、文京区立〇〇小学校グラウンドに集合する際、〇日〇時を目途に、できるだけ町会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇〇バス会社の用意したバスにより、国道〇〇号線を利用して、〇〇区立〇〇高校体育館に避難する。

・鉄道の場合：文京区〇〇地区の住民は、〇〇鉄道〇〇線〇〇駅前広場に集合する。その際、〇日〇時を目途に、できるだけ町会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇日〇時発〇〇区〇〇駅行きの電車で避難する。〇〇区〇〇駅到着後は、〇〇区職員及び文京区職員の誘導に従って、主に徒歩で〇〇区立〇〇高校体育館に避難する。

- (2) 文京区〇〇地区の住民は、〇〇区の〇〇地区にある〇〇区立〇〇区立〇〇高校体育館を避難先として、〇日〇時を目途に住民の避難を開始する。

…以下略…

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、区職員等の割り振りを行う。

- | | | |
|----------------------|---------------------|--------------------------|
| ・住民への周知要員
・現地連絡要員 | ・避難誘導要員
・避難所運営要員 | ・区対策本部要員
・水、食料等支援要員 等 |
|----------------------|---------------------|--------------------------|

(2) 残留者の確認

区で指定した避難の実施時間の後、速やかに避難を指示した地区に残留者がいないか確認する（時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。）。

(3) 高齢者、障害者その他特に配慮を要するものに対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難誘導する。また、町会など地域住民にも福祉関係者との連携の下、区職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

(1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。

(2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。

(3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの緊急時の連絡先は、以下のとおりとする。

文京区対策本部 担当 △山○男
TEL 03-5803-XXXX (内線XXXX)
FAX 03-5803-XXXX
…以下略…

④ 国の対策本部長による利用指針の調整

区長は、自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路等における利用のニーズが競合する場合には、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、都を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

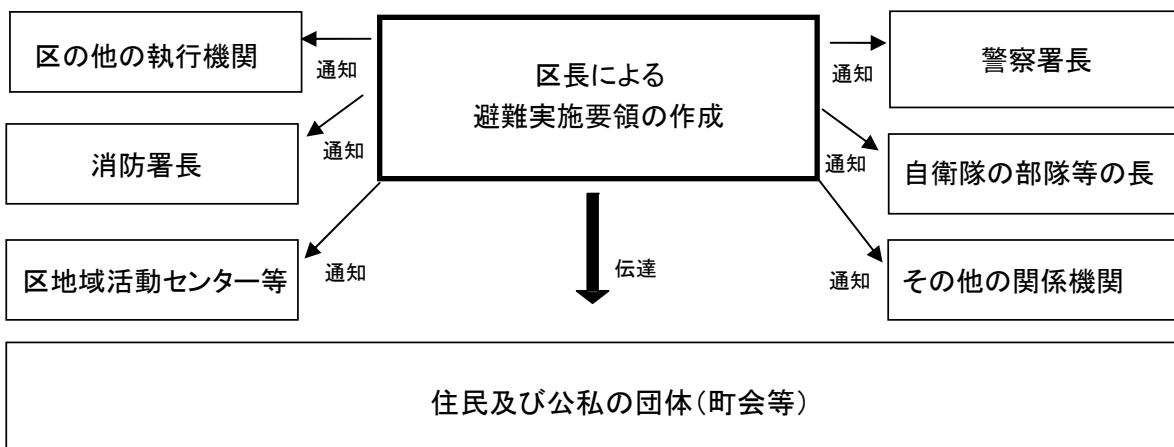
この場合において、区長は、都を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、区の意見や関連する情報をまとめる。

⑤ 避難実施要領の内容の伝達・通知等

区長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を住民及び関係団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、区長は、直ちに、その内容を区内の消防署長、警察署長、自衛隊東京地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、区長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



(3) 避難住民の誘導

① 区による避難住民の誘導

区長は、避難実施要領で定めるところにより、その職員を指揮し、消防総監（消防署長）及び消防団長と協力して、避難住民を避難先地域まで誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

また、区は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員は、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行する。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

② 消防署との連携

区長は、避難住民の誘導を行うに当たっては、消防活動及び救助・救急活動の状況を勘案した上で、消防総監（消防署長）の協力を得て実施する。

なお、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動するものとする。

③ 避難誘導を行う関係機関との連携

区長は、必要があると認める場合は、警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

区は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地連絡調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

④ 区民防災組織等に対する協力の要請

区長は、避難住民の誘導に当たっては、区民防災組織や町会等の地域においてリ

ーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

⑤ 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

区は、避難住民の誘導に際しては、都と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

区は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時かつ適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

⑥ 高齢者、障害者等要配慮者への配慮

区は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、対策本部国民保護福祉部及び対策本部避難・誘導部は、都要配慮者対策総括部と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行う。

なお、要配慮者の避難に関して、区は、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。

⑦ 残留者等への対応

避難住民の誘導に当たる区職員は、警察、消防等とともに、避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努める。また、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

⑧ 避難場所の運営

区は、原則として、区内に所在する避難場所を運営する。

⑨ 避難所等における安全確保等

区は、警察署が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行う。また、警察署と協力し住民等からの相談に対応するなど住民等の不安の軽減に努める。

区は、その管理する避難所において、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

⑩ 動物の保護等に関する配慮

区は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

【資料3－2 動物の保護等に関する通知 資料編P12】参照

・危険動物等の逸走対策

・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる区は、道路の通行禁止等の措置を行った場合は、警察と協力して、直ちに住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 都に対する要請等

区長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、都知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、東京DMA T等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る人的・物的な資源配分について他の区市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、都知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

区長は、都知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があった場合は、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

区長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行う際など区のみでは十分な対応が困難であると認める場合は、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。

(13) 避難住民の運送の求め等

区長は、避難住民の運送が必要な場合において、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

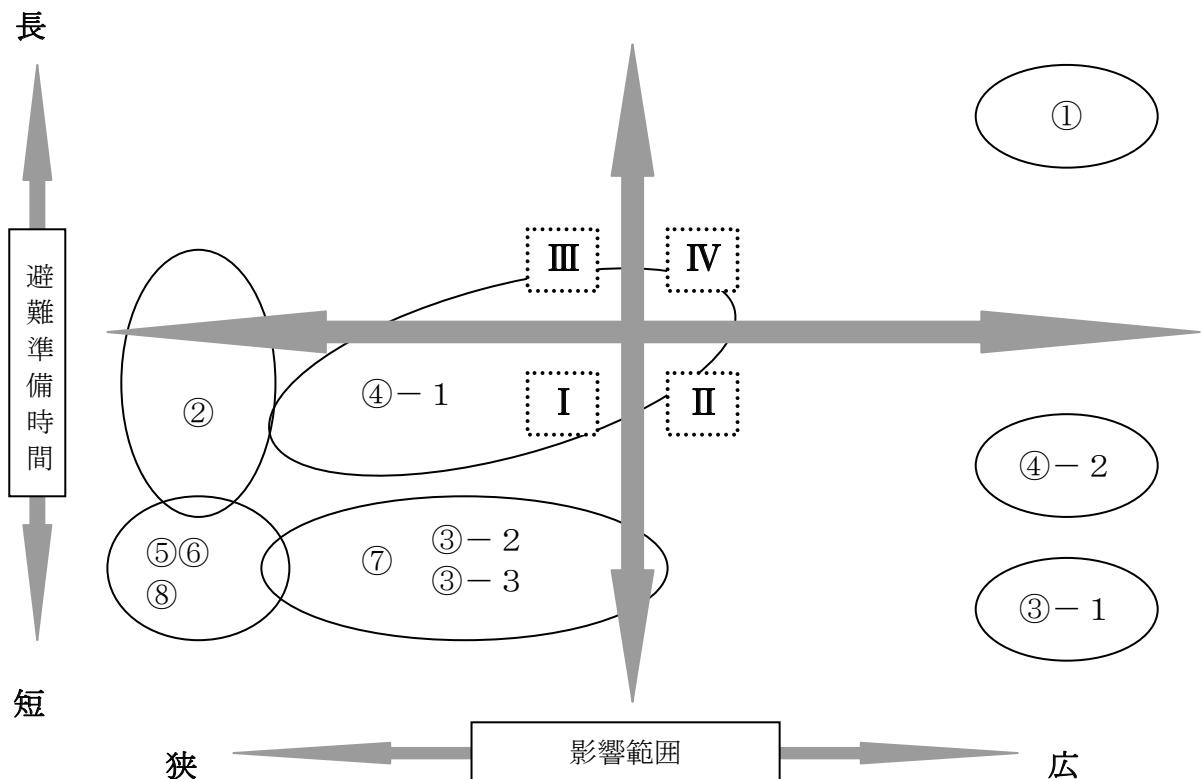
区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認める場合は、指定公共機関にあっては、都を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、都対策本部長に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

区長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領（復帰実施要領）を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

(4) 想定される避難の形態と区による誘導

《事態類型と避難パターンの関係》



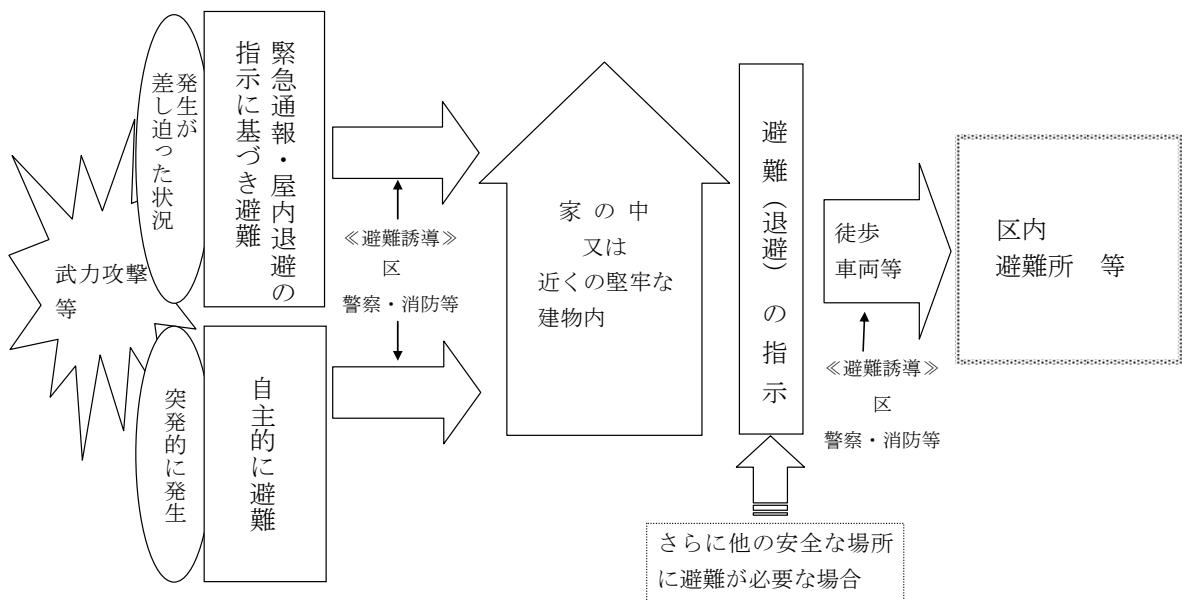
武力攻撃事態	① → 着上陸侵攻 ② → ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③-1 → 弹道ミサイル攻撃（核弾頭） ③-2 → 弹道ミサイル攻撃（B C弾頭） ③-3 → 弹道ミサイル攻撃（通常弾頭） ④-1 → 航空攻撃（通常爆弾等） ④-2 → 航空攻撃（核弾頭）
緊急対処事態 (大規模なテロ等)	⑤ → 危険物質を有する施設への攻撃 ⑥ → 大規模集客施設等への攻撃 ⑦ → 大量殺傷物質による攻撃 ⑧ → 交通機関を破壊手段とした攻撃

I	直ちに家中や近くの堅牢な建物等に避難
II	直ちに近くの堅牢な建物等に避難し、放射線の低減等を確認した上でさらに広域的に避難
III	計画的に同一区市町村等の避難場所に避難
IV	計画的に他区市町村の避難場所に避難

① 突発的かつ局地的な事態の場合
ゲリラ・特殊部隊による攻撃、テロ等

ア 屋外で突発的に発生

要避難地域となった区は、自主的あるいは当初の屋内避難（退避）の指示により建物内に避難した住民を、避難の指示等に基づき、避難所等まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

・ゲリラ・特殊部隊による攻撃において、国の対策本部長の避難措置の指示及び都知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

ただし、屋外での急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要である。

・状況により、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠である。

また、政府による事態認定前にゲリラ等の攻撃を受けた場合は、災害対策基本法等既存の法制を活用するなど、柔軟に対応する。

・避難実施要領の策定に当たっては、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容で作成する。その後、避難所に避難させる場合の同要領の策定は、都、警察署、消防署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地連絡調整所を

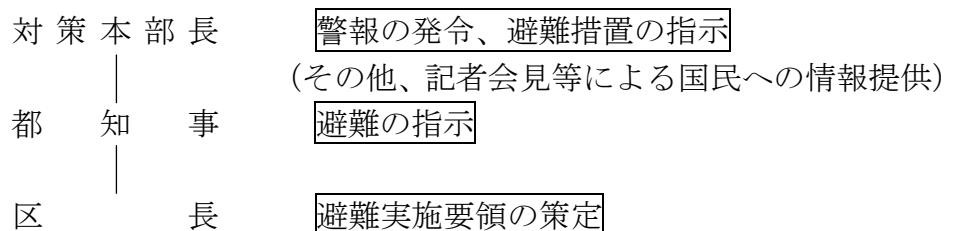
設けて活動調整に当たる。

弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、B C 弾頭）

- ・発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達等による被害の最小化が重要である。
- ・当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅牢な施設や建築物の地階、地下駅舎等の地下施設への避難の指示がなされる。
- ・区は、ミサイル着弾後、被害地域・被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- ・以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知する。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

- a 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置を指示する。



- b 実際に弾道ミサイルが発射された場合は、対策本部長がその都度警報を発令する。

航空攻撃（通常爆弾等）

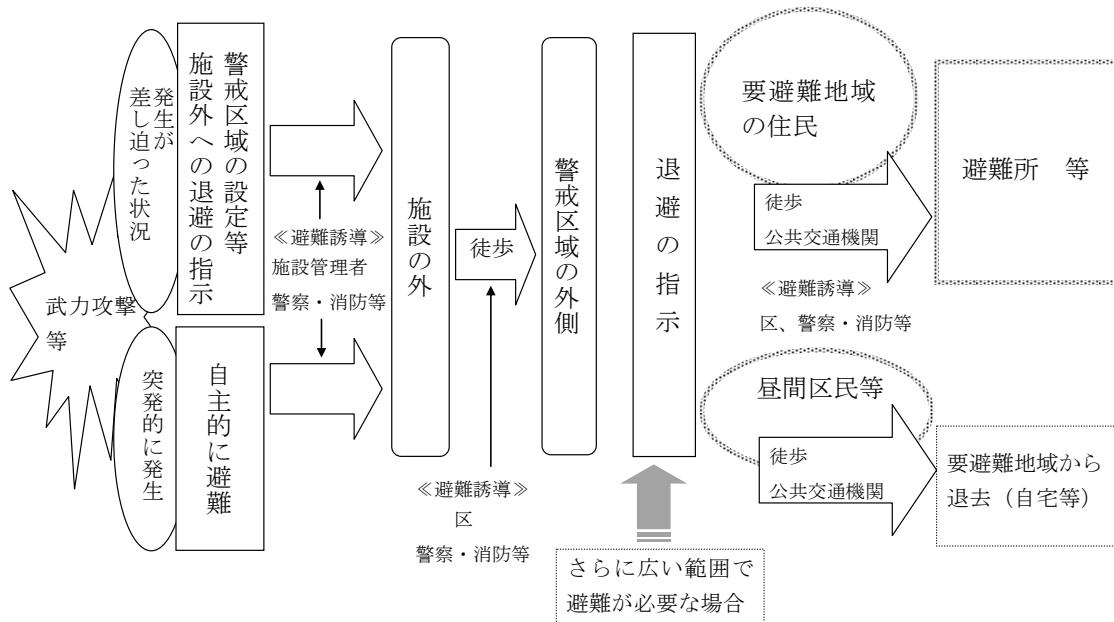
弾道ミサイル攻撃に準じる。

緊急対処事態（大規模テロ等）

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

イ 大規模集客施設等内で突発的に発生

区は、避難（退避）の指示により大規模集客施設等から施設外へ避難した住民等を、避難の指示等に基づき、警戒区域外・避難所等まで誘導する。



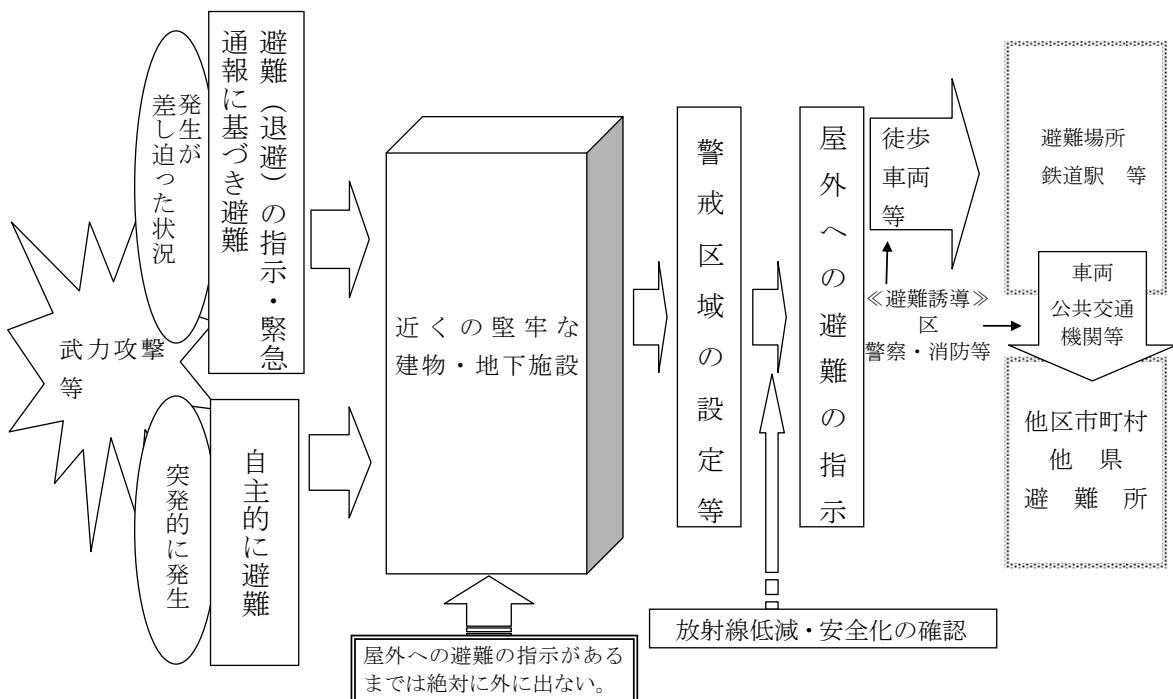
『該当する事態類型と避難上の留意点』

緊急対処事態（大規模テロ等（N B C攻撃を伴う場合を含む））

大規模テロ等（緊急対処事態）への対処で記述

② 突発的かつ広範囲な事態の場合

要避難地域となった区は、屋内に避難した住民等を避難の指示等に基づき、避難場所等を経て、他区市町村（他県）の避難所まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

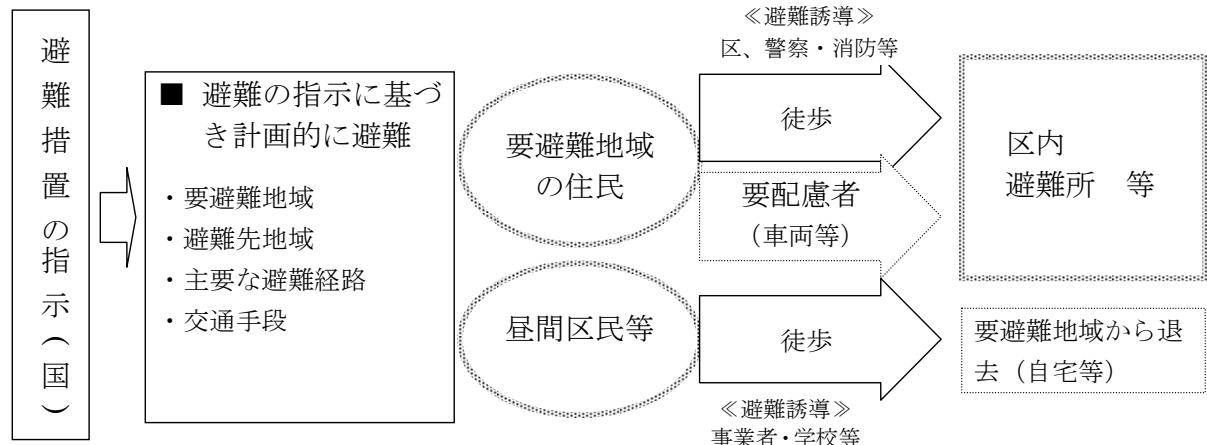
- ・攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅牢な建物・地下施設等への避難の指示がなされる。
- ・一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示がなされる。
- ・核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難の指示（風下を避け極力風向きと垂直方向）がなされる。
- ・区は、ミサイル着弾後、被害地域・被害内容が判明した後、都知事からの避難の指示の内容に沿って避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。

航空攻撃（核弾頭）

弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

③ 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合

要避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を同一区内の避難所等まで誘導する。



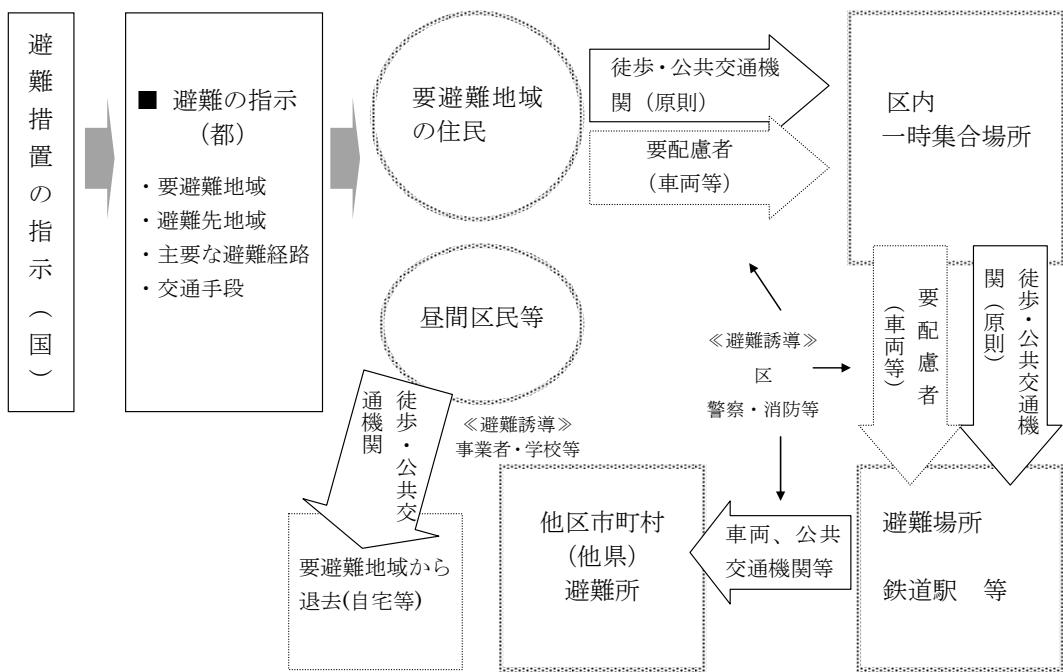
《該当する事態類型と避難上の留意点》

ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難する。

④ 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合

避難地域となった区は、避難の指示等に基づき、避難住民を一時集合場所又は避難場所等を経て、他区市町村（他県）まで誘導する。



《該当する事態類型と避難上の留意点》

着上陸侵攻

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である。一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、区や都の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

このため、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針、それらに基づく都知事による指示等に基づき避難を行うことを基本として、具体的な対応を行う。

第6章 救援

第1節 救援の実施

(1) 救援の実施

区は、都とあらかじめ調整した役割分担に基づき都及び関係機関と緊密な連携を図りながら、避難住民や被災住民に対する救援を行う。

(2) 救援の補助

区は、都知事が実施する救援措置の補助を行う。

第2節 関係機関との連携

(1) 都への要請等

区長は、救援を実施するために必要と判断した場合は、都知事に対して国及び他の道府県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の区市町村との連携

区長は、救援を実施するために必要と判断した場合は、都知事に対し、都内の他の区市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

区長は、都知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

区長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の程度及び方法の基準

区長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

区長は、「救援の程度及び基準」によって救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

【資料3－1 救援の程度及び方法の基準 資料編P7】参照

第4節 救援の内容

(1) 収容施設の供与

① 避難所

ア 避難所の開設

区は、区内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所（高齢者、障害者、病弱者等の要配慮者に対し、介護などの必要なサービスを提供するための二次的な避難施設を含む）を開設する。

（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は、都が開設する。）

イ 避難所の管理・運営

区は、区の施設を避難所とする場合は、都が定める避難所の安全基準に基づき、施設及び施設内の設備等を適切に保全する。

（都の施設を避難所とする場合は「都」、民間施設を避難所とする場合は「当該施設の管理者」が、それぞれ管理を行う。）

また、避難所運営については、要配慮者（女性や性の多様性等の視点を含む）への配慮に努める。

ウ 避難所運営本部の設置

区は、避難住民の生活を支援する総合窓口として、各避難所に避難所運営本部を設置し、避難所開設期間を通じて必要な人員を配置する。

避難所運営本部の職員は、関係機関やボランティアの協力を得て、以下の業務を行う。

- ・避難住民に対する食料等の配給
- ・医療、衛生管理、避難所生活に関する情報提供、相談対応
- ・避難住民の生活状況の把握
- ・区（長）に対する物資・資材等の要請 等

エ 都対策本部（避難所支援本部）への報告

区（長）は、避難所における物資の不足等に伴うニーズを取りまとめ、必要に応じて都対策本部（都対策本部に避難所支援本部が設置されている場合は当該支援本部）へ報告の上、救援物資の供給等を要請する。

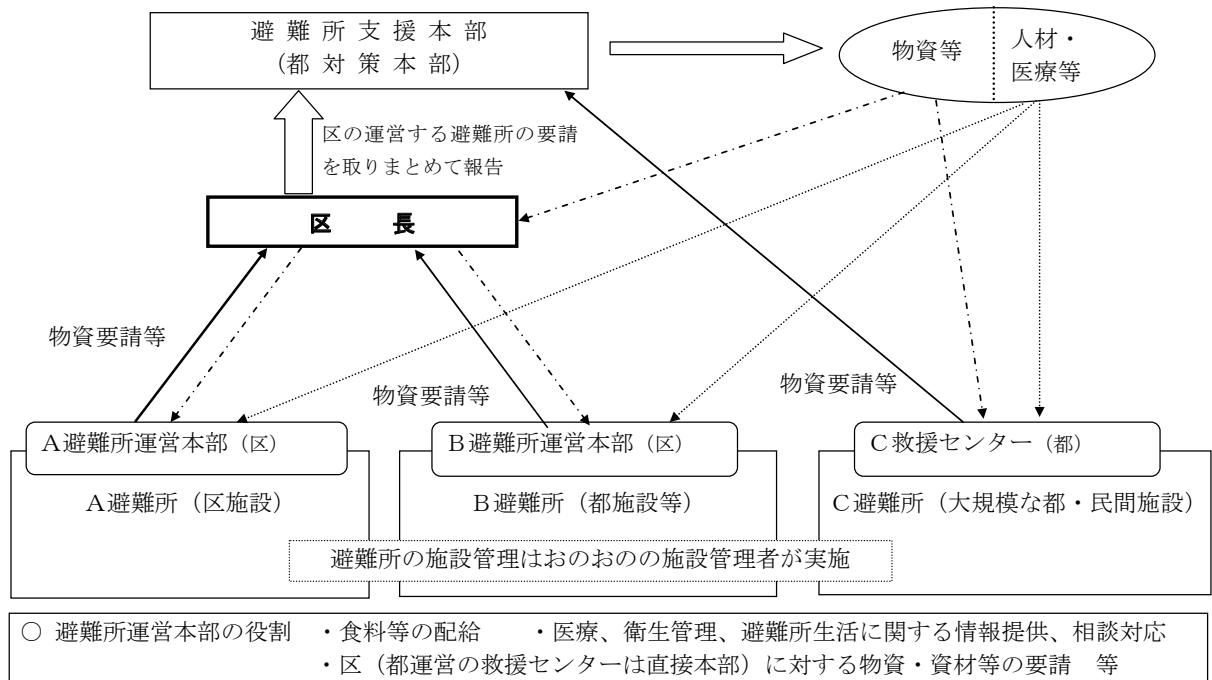
※都は、複数の区市町村に大規模な住民が避難し、多くの避難所が設置された場合において、大量の救援物資の供給等を円滑に実施するため、あらかじめ定める要綱に基づき、都対策本部に避難所支援本部を設置することとしている。

※避難所支援本部は、区等を通じて（都が運営する救援センターからは、直接物資要請が

なされる。）、避難所において不足する物資等を把握し、広域的な観点から調整しつつ、以下の事項について、区による避難所運営を支援することとしている。

- ・救援物資（食品、飲料水、生活必需品等）の供給
- ・応急医療の提供
- ・学用品の供給
- ・避難所における保健衛生の確保 等

『避難所支援本部・避難所運営本部の役割』



② 応急仮設住宅等の設置、運営

区は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合等において、都が設置する応急仮設住宅等に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

① 食品及び生活必需品等の給与等

食品及び生活必需品等の給与等は、都による一括調達を原則とし、必要に応じて都及び区における備蓄品を活用する。また、緊急時においては、区における備蓄品（都の事前配置分を含む）又は調達品をもって充てる。

② 飲料水の給与

水道による飲料水の供給が不可能又は困難になった場合、区は、都に対して応急給水を要請するとともに、都と連携して応急給水活動を実施する。

(3) 医療の提供及び助産

① 医療に関する情報提供

区は、都と協力して、避難所周辺の医療機関の状況を把握し、避難住民に対して、利用可能な医療機関、診療科目等に関する情報を提供する。

② 被災者への医療の提供及び助産

区は、医療救護所の設置、医療救護班等の派遣を行い、避難住民に対し医療等を提供する。

区は、小石川・文京区医師会等と連携し、必要に応じて、都に対し、医療の提供に関し以下の支援を求める。

- ・医薬品、医療資材の補充
- ・都医療救護班の派遣
- ・都医師会等に対する派遣要請
- ・その他広域的な応援要請

③ 患者の搬送

区は都と協力し、被災現場や避難場所・避難所から医療救護所まで患者を搬送する。医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への患者搬送については、都と連携して実施する。

なお、医療施設への搬送は、状況に応じて以下のとおり行う。

- ・東京消防庁に対する搬送要請
- ・区や都の派遣する医療救護班が使用した自動車による搬送
- ・都が調達するヘリコプター、船舶等による搬送

(4) 被災者の搜索及び救出

区は、警察署、消防署が中心となって行う被災者の搜索、救出に必要な協力を行う。

(5) 埋葬及び火葬

区は、身元不明死体を適正に保管し、適正期間経過後に火葬するとともに、遺留品、遺骨の保管を行う。

区は、必要に応じて、都に対し、広域的な火葬の応援・協力を要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供

区は、避難所において、都が電気通信事業者である指定公共機関の協力を得て手配した通信機器等の設置場所の確保を行い、機器を被災者の利用に供し、管理する。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

区は、都が行う武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理に関して、都が定める選定基

準により応急修理対象者の募集、選定を行う。

(8) 学用品の給与

区は、被災により教科書、文房具、通学用品等の学用品を失った児童・生徒について、供与すべき必要量を把握し、都に報告する。

区は、都が区の報告に基づき一括して調達した学用品を配付する。なお、必要があると認めるときは、金銭の支給に代えて行う。

(9) 行方不明者等の搜索及び死体の処理

区は、警察署、消防署が中心となって行う行方不明者の搜索に協力する。

また、警察等関係機関と連携して、死体収容所の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。

死体の処理の時期や場所、死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存及び検案等の措置）等について、都、警察等と必要な調整を行う。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

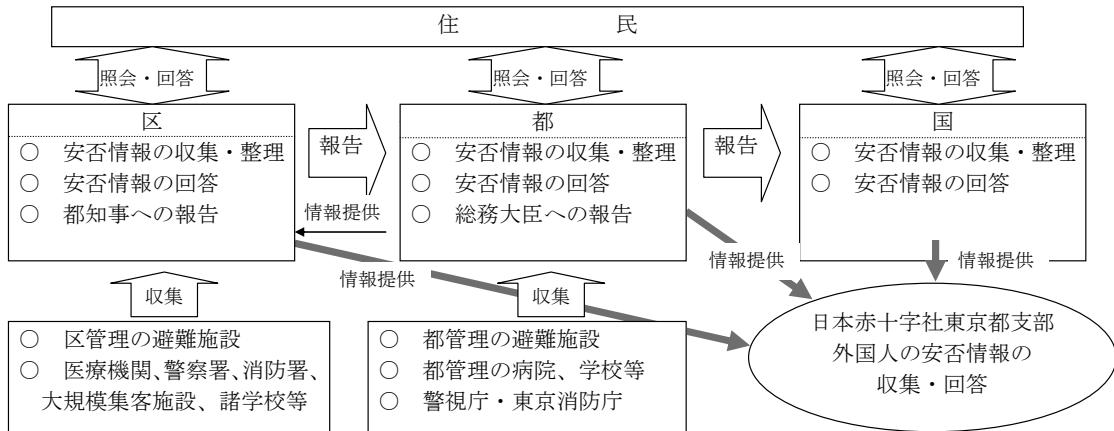
区は、復帰先での生活確保を支援するため、武力攻撃災害のため住居又はその周辺に土石、竹木等が堆積し、日常生活に著しい支障を及ぼしており、住民自らの資力では除去することができない場合、都と協力し、これらを除去する。

※都は、広域的な観点から実施順位等を定め、区と協力して、土石、竹木等の除去を実施する。

第7章 安否情報の収集・提供

区は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について、必要な事項を以下のとおり定める。

【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



【資料3-3 安否情報省令 資料編P13】参照

(1) 安否情報の収集

① 安否情報の収集

区は、避難住民や負傷あるいは死亡した住民の安否情報を、避難住民や医療機関などの関係機関から、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成17年総務省令第44号。以下「安否省令」という。）に規定する様式（以下「省令様式」という。）第1号及び第2号により収集する。

ただし、やむを得ない場合は、区長が適当と認める他の方法により収集する。

《収集の役割分担》

- ・区 … 区管理の避難施設、区の施設（学校等）
区内の医療機関、警察署、消防署、大規模事業所、諸学校等
- ・都 … 都管理の避難施設、都の施設（病院・学校等）
警視庁、東京消防庁等

② 安否情報収集への協力要請

区は、安否情報を保有する指定公共機関、指定地方公共機関並びに医療機関等の関係機関に対し、安否情報の収集についての協力をうよう要請する場合は、当該協力は、各機関の自主的な判断に基づき、その業務の範囲内で行われるものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

区は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

(2) 都に対する報告

区は、都への報告に当たっては、原則として、「武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム」（以下「安否情報システム」という。）への入力で行い、安否情報システムが利用できない場合には、省令様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）により都に送付する。ただし、事態が急迫している場合などこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

(3) 安否情報の照会の受付

① 安否情報の照会の受付

ア 区は、安否情報の照会窓口や照会方法について、区対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として、省令様式第4号に必要事項を記載した書面を窓口に提出することにより受け付ける。ただし、照会をしようとする者（以下「照会者」という。）が安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

【資料3-3 安否情報省令 様式第4号 資料編P18】参照

② 照会者の本人確認

ア 区は、窓口において安否情報の照会を受け付ける際には、照会者の本人確認を行うため、本人であることを証する書類（運転免許証、健康保険の被保険証等）を窓口において提出又は提示させる。

イ 区は、口頭や電話、電子メールなどによる安否情報の照会で、本人であることを証する書類を提出又は提示させることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日、性別（以下「4情報」という。）について、住民基本台帳と照合することにより本人確認を行う。

なお、照会者が他区市町村に住所を有する場合は、安否省令第3条第3項に基づき、当該区市町村に問い合わせることにより4情報を照合し、本人確認を行う。

(3) 安否情報の回答

ア 区は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、②により本人確認を行った上で、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認める場合は、省令様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 区は、照会に係る者の同意がある場合又は公益上特に必要があると認める場合は、照会者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を省令様式第5号により回答する。

【資料3-3 安否情報省令 様式第5号 資料編P19】参照

ウ 区は、安否情報の回答を行った場合には、回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(4) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

(4) 日本赤十字社に対する協力

区は、日本赤十字社東京都支部の要請があった場合は、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、(3)③④と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第8章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

区は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携の下で活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

(1) 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

① 武力攻撃災害への対処

区は、国や都等の関係機関と協力して、区の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

② 都知事への措置要請

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、区長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認める場合は、都知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

③ 対処に当たる職員の安全の確保

区は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

(2) 武力攻撃災害の兆候の通報

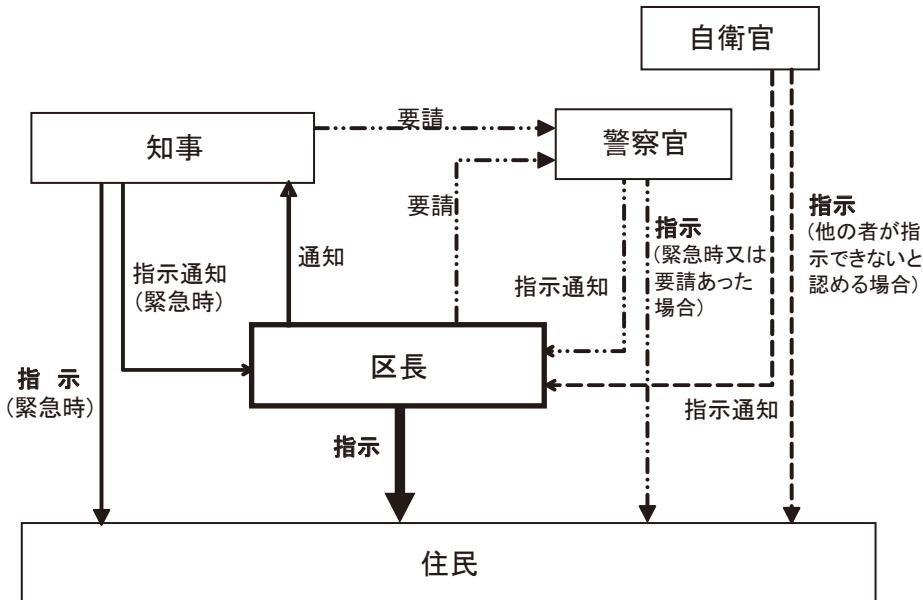
区長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、東京消防庁職員又は警察官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認める場合は、速やかにその旨を都知事に通知する。

第2節 応急措置等

区長は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認める場合は、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、次頁のとおり定める。

(1) 退避の指示

【退避の指示の概要】



① 退避の指示

区長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合は、住民に対し退避の指示を行う。

特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃については、住民に危険が及ぶことを防止するため、都知事による避難の指示を待ついとまがない場合も想定されることから、区長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示を行う。

この場合において、必要により現地連絡調整所を設け、又は関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

【退避の指示（例）】

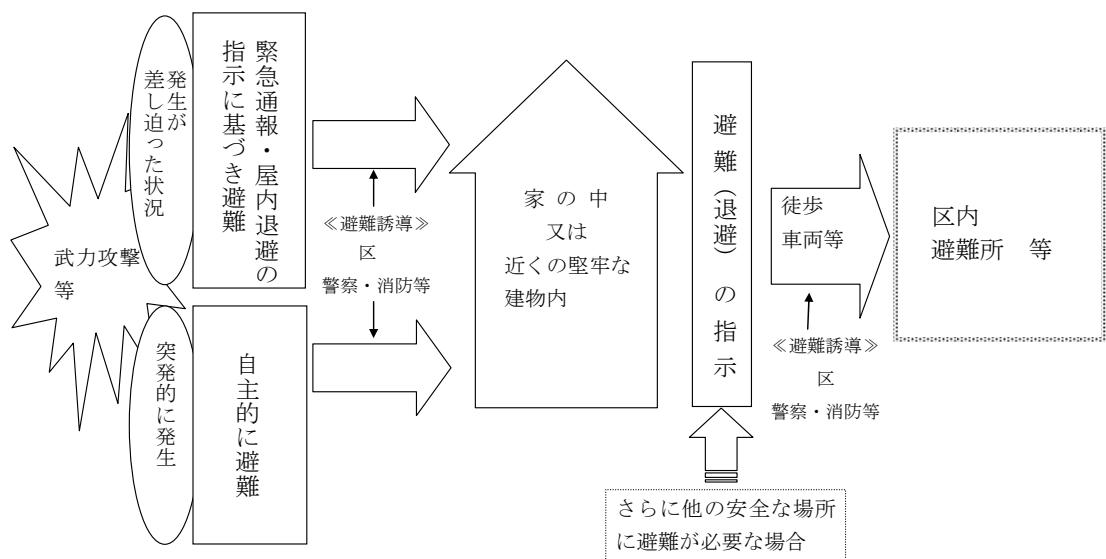
「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

ア 屋内への退避の指示

区長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられる場合には、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- a N B C 攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、外気から接触が少ない屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- b 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれがあると考えられるとき

《屋内退避のイメージ》



【屋内退避の指示（一例）】

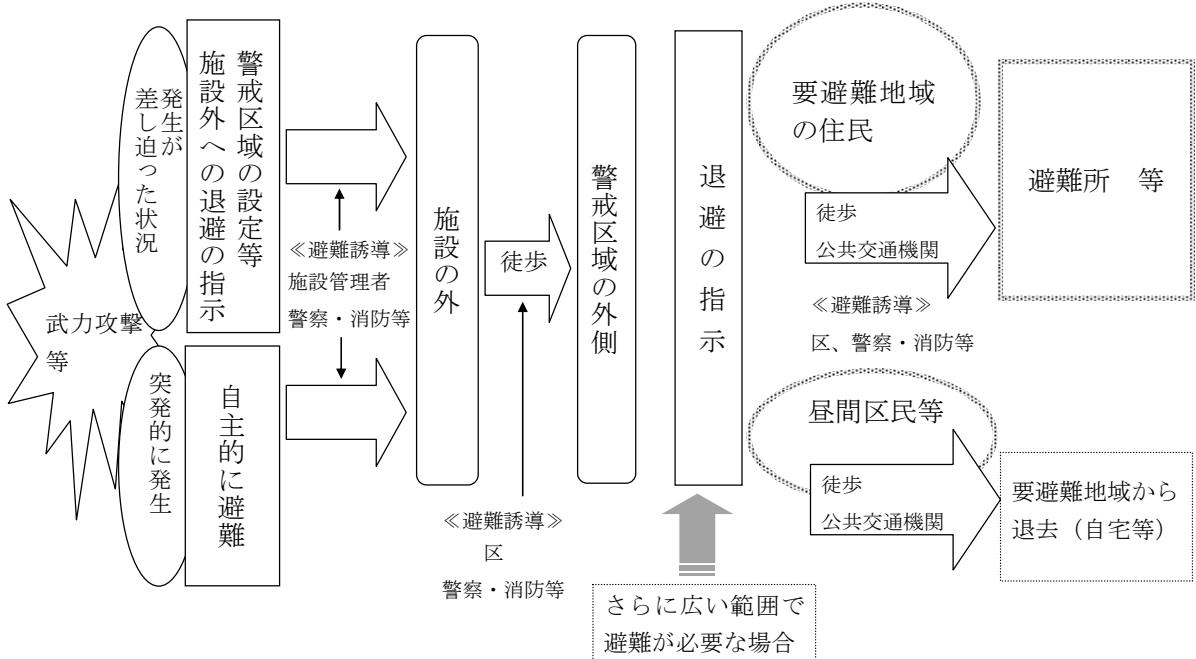
「○○町×丁目、△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。

イ 屋外への退避の指示

区長は、住民等が、屋内に留まるよりも、速やかに移動した方がより危険が少ないと考えられる場合は、「屋外退避（避難所等への退避）」を指示する。「屋外への退避の指示」は、次のような場合に行う。

- ・駅や大規模集客施設、地下街などの施設の中で、N B C 攻撃やテロと判断されるような事態が発生した場合で、屋内においては、汚染され、生命、身体に危険が及ぶと判断されるとき

《屋外退避のイメージ》



【屋外退避の指示（例）】

○○駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

② 退避の指示に伴う措置等

ア 区長は、退避の指示を行った場合は、防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、都知事に通知を行う。

退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 区長は、都知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保等

ア 区長は、退避の指示を住民に伝達する職員に対して、二次被害が生じないよう国及び都からの情報や区で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、警察、消防、医療機関及び自衛隊等と現地連絡調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 区職員が退避の指示に係る地域において活動する際には、区長は、必要に応じて警察、消防及び自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、当該地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 区長は、退避の指示を行う職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

区長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地連絡調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域の設定を行う。

② 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 区長は、警戒区域の設定に当たっては、区対策本部に集約された情報のほか、現地連絡調整所における警察、消防、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて警戒区域を設定する。

イ 区長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、警戒区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は警戒区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずる。また、不測の事態に迅速に対応できるよう現地連絡調整所等における関係機関との情報共有に基づき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 区長は、都知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について関係機関に周知するなど情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

③ 安全の確保

区長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、警戒区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

(3) 応急公用負担等

① 区長の事前措置

区長は、武力攻撃災害が発生するおそれがある場合は、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

② 応急公用負担

区長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認める場合は、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使

用若しくは収用

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去した場合は、保管）

(4) 消防に関する措置等

① 区が行う措置

区長は、消防署による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

② 東京消防庁の活動

東京消防庁は、管轄地域内において発生した武力攻撃災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、以下のとおり、全庁を挙げ、消火、救助・救急活動を実施する旨、都国民保護計画において定めている。

- ・武力攻撃による火災が発生している場合は、全消防力を挙げて消火活動を行う。
- ・武力攻撃災害により要救助者が発生している場合は、消火活動と並行して、救助・救急活動等人命の安全確保を最優先とした活動を行う。
- ・延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主眼に活動する。
- ・武力攻撃災害の状況により、消防力に不足が生じることが見込まれる場合は、緊急消防援助隊等の応援を受けて、消防の任務を遂行する。なお、緊急消防援助隊等の指揮は、消防総監が行う。
- ・東京消防庁は、消防職員及び消防団員の安全を確保するための措置を講じた上で、消火、救助・救急活動を行う。

また、消防団は、消防総監又は消防署長の所轄の下に行動する。

③ 医療機関との連携

区は、都と協力して、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について小石川・文京区医師会等と緊密な連携のとれた活動を行う。

④ 安全の確保

ア 区長は、武力攻撃災害への対処措置を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び都対策本部からの情報を区対策本部に集約し、警察・消防等との情報交換を行うとともに、警察、消防等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 区長は、必要により現地に職員を派遣し、都、警察、消防、医療機関、自衛隊等とともに現地連絡調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整に当たらせ

るとともに、区対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防総監又は消防署長の所轄の下に、その活動支援を行うなど団員に危険が及ぼない範囲に限定して活動する。

第3節 生活関連等施設等における災害への対処等

区は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、都その他の関係機関と連携した区の対処に関して、以下のとおり定める。

また、警察・消防等の関係機関と協力し、生活関連等施設の管理者による主体的な安全確保のための取組みを促進する。

(1) 生活関連等施設の安全確保

① 生活関連等施設の状況の把握

区は、区対策本部を設置した場合においては、区内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

② 区が管理する施設の安全の確保

区長は、区が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、区長は、必要に応じ警察署、消防署、その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の区が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

① 危険物質等に関する措置命令

区長は、国民保護法第103条第3項の規定に基づき、危険物質等（毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者（区長が登録を行う者に限る。）が取り扱うものに限る。（以下同様とする。））に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認める場合は、その取扱者に対し、下記に掲げる武力攻撃災害発生防止のための措置を講ずべきことを命ずる。

また、国民保護法施行令第29条の規定に基づき消防本部等所在市町村の長が行うこととされている、消防法第2条第7項の危険物に係る下記イ及びウの措置については、東京消防庁が行うこととなる。なお、避難住民の運送などの措置において当該危険物等が必要となる場合は、関係機関と区対策本部で所要の調整を行う。

【措置】

- ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
 - イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
 - ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄
- ※消防法第2条第7項の危険物に係るアの措置については、同法に基づき東京消防庁が実施する。

② 警備強化及び危険物質等の管理状況報告

区長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認める場合は、警備の強化を求める。また、区長は、①に掲げたアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理状況について報告を求める。

第4節 N B C攻撃による災害への対処等

区は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

また、区は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

① 応急措置の実施

区長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

区は、国、都、警察署、消防署等の関係機関とともに、区の保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

② 国の方針に基づく措置の実施

区は、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、都を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて所要の措置を講ずる。

③ 関係機関との連携

区長は、N B C攻撃が行われた場合は、区対策本部において、警察署、消防署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地連絡調整所を設置し、又は職員を参画させ、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、区長は、現地連絡調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、都等に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

④ 汚染原因に応じた対応

区は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び都との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

区は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

区は、都及び自衛隊等関係機関が実施する、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退城時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置に協力する。

イ 生物剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。

区の危機管理課・防災課職員は、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意し、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生部職員等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力する。

※【生物剤を用いた攻撃の特殊性】

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明した時点では、既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

ウ 化学剤による攻撃の場合

区は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、国・都等の関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

⑤ 区長の権限

区長は、都知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があった場合は、措置の実施に当たり、警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

【国民保護法第108条第1項に基づく措置】

法108条1項各号	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

区長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使する場合は、当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要がある場合は、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合は、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要がある場合は、その職員が現場で指示を行う。

【国民保護法施行令第31条に基づく通知事項】

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

⑥ 要員の安全の確保

区長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地連絡調整所や都から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第9章 被災情報の収集及び報告

区は、被災情報を収集するとともに、都知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

- ① 区は、電話、FAX、電子メール、区防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- ② 区は、情報収集に当たっては警察署、消防署等との連絡を密にする。
- ③ 区は、収集した被災情報の第一報を、都に対し下記様式を用いて、電子メール、FAX等により直ちに報告する。

※災害の状況により都（対策本部）に報告できない場合は、総務省消防庁へ報告する。

- ④ 区は、第一報を都に報告した後も被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について下記様式を用いて、電子メール、FAX等により都が指定する時間に都に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、区長が必要と判断した場合には、直ちに都へ報告する。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分
文京区

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 文京区△△A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

人 的 被 害			住 家 被 害		その他の	
死者	行方	負 傷 者	全壊	半壊		
	不明者	重傷				
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※可能な場合、死者について、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

死亡年月日	性別	年齢	概 况

第10章 保健衛生の確保その他の措置

区は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 保健衛生の確保

区は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

区は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、保健師班を編成して避難所等に派遣するものとし、都は要請に基づき区市町村の支援及び補完を行う。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

区は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、都と協力し、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

区は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、都と協力し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

区は、避難先地域における感染症等の防止をするため、都水道局等と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

(5) 栄養指導対策

区は、避難先地域の住民の健康維持のため、都と協力し、栄養管理、栄養相談及び指導する。

第2節 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

① 区は、環境大臣が指定する特例地域においては、都と連携し、廃棄物の処理及び清

掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

- ② 区は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行った者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明した場合は、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

- ① 区は、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）を参考として、防災計画に準じて処理する。
- ② 区は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する又は不足すると予想される場合については、特別区、清掃一部事務組合、清掃協議会、東京都及び関係事業者と緊密な連携を図りながら処理を行う。

第11章 国民生活の安定に関する措置

区は、武力攻撃事態等においては、生活基盤等を確保することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

第1節 生活関連物資等の価格安定

区は、武力攻撃事態等において、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（生活関連物資等）の価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために都等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2節 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

区教育委員会は、都教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

区は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、区税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに区税（滞納金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3節 生活基盤等の確保

管理者として区は、道路等の公共的施設を適切に管理する。